

2019年（令和元年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁、建築主事等の事務に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2019年（令和元年）6月3日付けで諮問（第969号）された建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁、建築主事等の事務に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県弁護士会会長から、弁護士法第23条の2の規定に基づき、建築指導課が保有する建築基準法第9条第2項に規定する通知書の写しについて照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。

照会があった事項については、個人情報を含むものであることから、照会元に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

2019年（令和元年）5月16日付け「違反建築物に対する措置命令について（通知）」（住所、氏名及び地名地番を含む）

#### イ 目的外に提供する相手方

神奈川県弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2第1項では、弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる、とし、また、第2項では、弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としている。これらの規定は、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われるものであり、受け取った情報については、弁護士法第23条において、職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負うことが規定されているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会申出人である弁護士に確認したところ、同弁護士が受任している損害賠償請求事件において、原告の損害を立証するために、実施機関が被告へ通知を行った建築基準法の違反等の内容が記載されている建築基準法第9条第2項に規定する通知書を入手する必要がある、とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁、建築主事等の事務に係る個人情報であり、他の代替手段によって提供ができないものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があると判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める、提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

個人情報を目的外に提供する場合、条例第12条第5項の規定において、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。本人に通知を行うことについて、損害賠償請求手続等に支障が生じないことを照会申出人である弁護士に確認していることから、本人に通知を行うものとする。

(3) 提出書類

ア 弁護士法第23条の2に基づく照会の写し

イ 「違反建築物に対する措置命令について」の写し

## ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、照会申出人である弁護士が受任している損害賠償請求事件において、原告の損害を立証するために、実施機関が被告へ通知を行った建築基準法の違反等の内容が記載されている建築基準法第9条第2項に規定する通知書を入手する必要がある、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁、建築主事等の事務に係る個人情報であり、他の代替手段によって提供ができないものである、としている。以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

以 上